

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

豚の極少量精液による夏季受精率向上技術確立のための施設整備計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

埼玉県

### 3 地域再生計画の区域

埼玉県の全域

### 4 地域再生計画の目標

本県は、首都圏の食糧基地として多彩な農畜産物を供給しているが、畜産はT P P等の貿易自由化の動きや気象災害、為替変動による飼料価格の高騰、高病原性鳥インフルエンザや豚流行性下痢等の防疫リスクの増大等で経営の基盤が弱体化しており、農村地域の活力低下につながっている。中でも埼玉における養豚は夏期の高温による雌豚の受胎率低下で、産子数が減少して経営の不安定材料になっているため、対策が急がれている。

そこで畜産の中でも、供給量の季節変動が著しい養豚において、生産性を高める技術開発とその普及によって経営力を高め、安定した養豚基盤を回復し、農村の活性化を図る。

#### 【数値目標】

|                  | 事業開始前<br>(現時点) | 平成 28 年度<br>(1 年目) | 平成 29 年度<br>(2 年目) | 平成 30 年度<br>(3 年目) |
|------------------|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 優良精子の長期<br>保存数   | 0 本            | 1,000 本            | 2,000 本            | 3,000 本            |
| 長期保存精子の<br>利用農家数 | 0 戸            | 5 戸                | 10 戸               | 15 戸               |

|              | 平成 31 年度<br>(4 年目) | 平成 32 年度<br>(5 年目) | KPI 増加分の<br>累計 |
|--------------|--------------------|--------------------|----------------|
| 優良精子の長期保存数   | 3,000 本            | 3,000 本            | 12,000 本       |
| 長期保存精子の利用農家数 | 20 戸               | 30 戸               | 80 戸           |

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

全国に先駆けて埼玉県が開発している、「豚の極少量精液による夏季受精率向上技術」を確立させるために必要な研究施設を整備する。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生拠点整備交付金（内閣府）：【A3007】

#### ① 事業主体

埼玉県

#### ② 事業の名称：豚の極少量精液による夏季受精率向上技術確立のための施設整備事業

#### ③ 事業の内容

本県は、首都圏の食糧基地として多彩な農畜産物を供給しているが、畜産は輸入自由化の波や為替変動による飼料価格の高騰等で経営の基盤が弱体化しており、農村地域の活力低下につながっている。中でも埼玉における養豚は夏期の高温による雌豚の受胎率低下で、産子数が減少して経営の不安定材料になっているため、対策が急がれている。そこで、埼玉が先進的に開発を進める、優良な雄豚の精子を長期保存し、これを極少量で人工授精して夏期の受胎率を高める技術（豚の極少量精液による夏季受精率向上技術の確立）を確立し、農家へ普及する。このため、必要な実験室内環境を整備するとともに、活性の高い精子を選別するための倒立顕微鏡を整備する。

#### ④ 事業が先導的であると認められる理由

##### 【自立性】

全国に先駆け埼玉県が開発している「豚の極少量精液による夏季受精率向上技術」の導入により、県内養豚業の競争力をT P Pに対応できるまで向上させることで、養豚農家の自立性が高まる。

##### 【官民協働】

農業者は開発された技術を導入するために精液採集や人工授精技術の習得が必要となる。県は豚の極少量精液による夏季受精率向上技術を確立させるとともに、農業者と連携し技術指導など実施体制の整備を進める。将来的には、県は農業者から搬入された精液の検査、品質評価、ストロー充填など凍結精液の製造に加え、優良種豚精液の提供等を行うことにより、埼玉県養豚業の競争力向上を目指す。

##### 【政策間連携】

県内養豚業の競争力が高まるとともに、食品産業などの関連産業の活性化、雇用の拡大などが図られる。さらに、本整備は畜産分野における地球温暖化適応策に取り組むものであり、今後ますます気温上昇が進行することが予測されている埼玉県における重要な課題解決を目指すものである。

##### 【地域間連携】

養豚が盛んな県内各市町村（深谷市・寄居町・美里町など）することで、よりスピーディーな新技術の普及拡大などを図る。

#### ⑤ 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

|                  | 事業開始前<br>(現時点) | 平成 28 年度<br>(1 年目) | 平成 29 年度<br>(2 年目) | 平成 30 年度<br>(3 年目) |
|------------------|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 優良精子の長期<br>保存数   | 0 本            | 1,000 本            | 2,000 本            | 3,000 本            |
| 長期保存精子の<br>利用農家数 | 0 戸            | 5 戸                | 10 戸               | 15 戸               |

|              | 平成 31 年度<br>(4 年目) | 平成 32 年度<br>(5 年目) | KPI 増加分の<br>累計 |
|--------------|--------------------|--------------------|----------------|
| 優良精子の長期保存数   | 3,000 本            | 3,000 本            | 12,000 本       |
| 長期保存精子の利用農家数 | 20 戸               | 30 戸               | 80 戸           |

#### ⑥ 評価の方法、次期及び体制

毎年度、各年度の目標及び KPI の達成状況を企画財政部計画調整課が取りまとめて、埼玉県まち・ひと・しごと創生有識者会議や議会の関与を得ながら検証結果報告をまとめる。検証結果は HP で公表する。

#### ⑦ 交付対象事業に要する経費

##### ① 法第 5 条第 4 項第 1 号イに関する事業【A3007】

総事業費 16,736 千円

#### ⑧ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成 33 年 3 月 31 日（5 カ年度）

### 5-3 その他の事業

#### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

#### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

##### (1) 極少量精液による夏季受精率向上技術の普及推進

事業概要：整備した実験施設を活用し、養豚農家での人工授精の実施、保存精子の人工授精による子豚の産出など、夏季受精率向上技術を普及推進する。

事業主体：埼玉県

実施期間：平成 30 年度～平成 32 年度

### 6 計画期間

地域再生計画認定の日から、平成 33 年 3 月 31 日（5 カ年度）

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

毎年度、各年度の目標及び KPI の達成状況を企画財政部計画調整課が取りまとめて、埼玉県まち・ひと・しごと創生有識者会議や議会の関与を得ながら検証結果報告をまとめる。

#### 目標 1

優良精子の長期保存数、長期保存精子の利用農家数とも、年度末に農業技術研究センターが、実績を確認し把握する。

### 7-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

|                  | 事業開始前<br>(現時点) | 平成 28 年度<br>(1 年目) | 平成 29 年度<br>(2 年目) | 平成 30 年度<br>(3 年目) |
|------------------|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 優良精子の長期<br>保存数   | 0 本            | 1,000 本            | 2,000 本            | 3,000 本            |
| 長期保存精子の<br>利用農家数 | 0 戸            | 5 戸                | 10 戸               | 15 戸               |

|                  | 平成 31 年度<br>(4 年目) | 平成 32 年度<br>(5 年目) | KPI 増加分の<br>累計 |
|------------------|--------------------|--------------------|----------------|
| 優良精子の長<br>期保存数   | 3,000 本            | 3,000 本            | 12,000 本       |
| 長期保存精子<br>の利用農家数 | 20 戸               | 30 戸               | 80 戸           |

### 7-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

毎年度、各年度の目標及び KPI の達成状況を企画財政部計画調整課が取りまとめて、埼玉県まち・ひと・しごと創生有識者会議や議会の関与を得ながら検証結果報告をまとめる。検証結果は HP で公表する。